

訪日団体観光旅行取扱マニュアル

(指定)

1. 中華人民共和国訪日団体観光旅行を取り扱おうとする旅行会社は、国土交通省から日本側中華人民共和国国民訪日団体観光旅行取扱旅行会社（以下「日本側指定旅行会社」という。）としての指定を受けなければならない。

(旅行取扱契約書)

2.
 - (1) 日本側指定旅行会社は、中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の取扱いを開始するまでに、中国国家旅遊局が指定する中国側訪日団体観光旅行取扱会社（以下「中国側指定旅行会社」という）との間で中華人民共和国国民訪日団体観光旅行取扱契約書を締結しなければならない。
 - (2) (1)に定める契約書については、別添のとおり、国土交通省総合政策局が作成した「中華人民共和国国民訪日団体観光旅行取扱契約書における必要記載事項」に定めた全ての事項を盛り込まなければならない。

(招へい保証書)

3.
 - (1) 日本側指定旅行会社は、中国側指定旅行会社が行う訪日団体観光のための査証代理申請に必要となる招へい保証関係書類の発行に際し、申請者が査証を取得する者として適切な者であることを確認できる書類等の必要な文書を事前に取得するものとする。
 - (2) 日本側指定旅行会社は、当該旅行に関して定められた事項が履行されない事実が判明した場合は、招へい保証の取下げを査証取扱公館に申出ることとする。
 - (3) 日本側指定旅行会社は、査証発給後、身元保証人となった中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団が出発日、日本国入出国日の変更、参加者の減員、または旅行の取消しといった事由が発生した場合には、査証取扱公館に申出ることとする。

(添乗員)

4.
 - (1) 中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団には、日本側指定旅行会社及び中国側指定旅行会社ともに少なくとも1名の添乗員をつけることとする。
 - (2) 日本側指定旅行会社は、添乗員として、日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であって、日本に在住し、かつ、添乗員の仕事に従事する法的資格を有するものを、直接の雇用又は人材派遣会社との契約により確保しなければならない。

(団体人数)

5. 中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団の総人数は、中国側指定旅行会社の添乗員を含めて5人以上概ね40人以下とする。

(滞在期間)

6. 中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団の日本滞在期間は、到着日を含めず、15日以内とする。

(不適切事案の発生の防止等)

7. 日本側指定旅行会社及び中国側指定旅行会社は、中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団に係る不適切事案の発生の防止及び発生時対応マニュアルを定め、不適切事案の発

生防止に努めるとともに、日本滞在時に参加者が離団し、捜索しても行方が分からない状態（以下「失そう」という。）となった場合には、早急に日本側指定旅行会社が対応マニュアルを踏まえ第一義的に対処する。

（事故等発生報告書）

8. 中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の参加者が日本に滞在中に事故、疾病、失そう、その他により参加者が離団した場合には、様式1による事故等発生報告書を速やかに報告先に提出すること。

なお、失そうに係る時の事故等発生報告書については、失そうした日の翌日までに提出すること。（なお、失そうした日の翌日が休日（土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日をいう。））である場合は、その休日（休日が連続する場合には、その最後の日）の翌日までとする。）

（帰国報告）

9. 日本側指定旅行会社は、身元保証人となった中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団が帰国したときは、航空会社が捺印する様式2の帰国報告書を帰国日から15日以内に国土交通省に提出する。

（ペナルティ制度）

10. 国土交通省は、日本側指定旅行会社が中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の制度に係る悪用事例に関与した場合、本取扱マニュアルに従わなかった場合、中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の参加者が失そうした場合には、別に定めるペナルティ制度に基づき、中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の取扱いの停止を含め厳正に対処することができる。

中国国民訪日団体観光旅行事故等発生報告書

様式 1

報告日 年 月 日 (※事故・疾病・失そう・その他) ※該当するものを○で囲って下さい。

提出期限は、失そうについては失そうした日の翌日までです。事故・疾病・その他については速やかに提出してください

日本側会社	会社名				電話		
	指定番号	-			FAX		
団体名称				連絡担当者			
	(※旅行日程表を添付して下さい。)			旅行期間	入国日	入国空港等	
参加人数	旅行者: _____名 添乗員:(日本側) _____名・(中国側) _____名			ガイド:(日本側) _____名・(中国側) _____名			
中国側会社	会社名				電話		
	指定番号	-			FAX		
添乗員氏名	日本側				添乗員への	日本側	
	中国側	添乗員所属	中国側	連絡方法		中国側	
事故等当事者	氏名(英字表記を併記)		性別	生年月日	旅券番号	E/Doc ^o No.	備考
発生日時	頃	月	日	時	分	発生場所	
発生状況							
旅行社の対応状況							
報告先 (報告済の所をエック)	発生場所所管警察署		警察署(電話: _____)			担当: _____)	
	発生空港等入国管理局		支局・出張所(電話: _____)			担当: _____)	
	<input type="checkbox"/> 国土交通省総合政策局観光事業課(電話:03-5253-8329・FAX:03-5253-8930)						
	<input type="checkbox"/> 外務省領事局外国人課(電話:03-3580-3311(代表)内線2921・FAX:03-5501-8174)						
	<input type="checkbox"/> 外務省アジア大洋州局中国課(電話:03-3580-3311(代表)内線2429・FAX:03-5501-8260)						
	<input type="checkbox"/> 法務省入国管理局入国在留課(電話:03-3580-4111(代表)内線2764・FAX:03-3592-7092)						
<input type="checkbox"/> 警察庁警備局外事課(電話:03-3581-0141(代表)内線5853・FAX:03-3581-0204)							
<input type="checkbox"/> 中華人民共和国大使館(電話:03-3403-3380・FAX:03-3403-5447)							
<input type="checkbox"/> 中華人民共和国在大阪総領事館(電話:06-6445-9481・FAX:06-6445-9480)							
<input type="checkbox"/> 中華人民共和国在札幌総領事館(電話:011-563-5563・FAX:011-563-1818)							
<input type="checkbox"/> 中華人民共和国在福岡総領事館(電話:092-713-1121・FAX:092-781-8906)							
<input type="checkbox"/> 中華人民共和国在長崎総領事館(電話:095-849-3311・FAX:095-849-3312)							
<input type="checkbox"/> 中華人民共和国訪日団体観光客受入旅行会社連絡協議会(電話:03-3592-1275・FAX:03-3592-1268)							

- [注記] 1. 本件団体旅行の旅行日程表、団体名簿及び事故等当事者の旅券の写しを添付して下さい。
 2. 不明のところは「不明」と記入して下さい。
 3. 記入欄が不足する場合は適宜別紙を追加しページを付して下さい。

中国国民訪日団体観光旅行取扱団体帰国報告書

報告日 年 月 日 (提出期限は、帰国日から15日以内です。)

日本側会社	名称			電話 FAX		
	指定番号	—		連絡担当者		
中国側会社	名称			電話 FAX		
	指定番号	— —		連絡担当者		
団体名	※日程表添付			旅行期間	/ ~ /	
中国側参加者	旅行者: 名(男、女)(居住地域:) 添乗員: 名 ガイド: 名					
国 便	便 名	発地(発時刻)	(:)	着地(着時刻)	(:)	

帰国便搭乗者(※添乗員、ガイドについては、備考欄にその旨を記入する)
 ※必要事項を記載した既存名簿の添付可

NO	氏 名	性別	居住地域	生年月日	旅 券 番 号	座席番号	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

上記各名が 便に搭乗したことを証明する。

帰国便運航会社名
 ・取扱支店名

証明担当者
 所属・氏名

印

上記の通り中国国民訪日団体観光旅行取扱団体の帰国を報告します。

日本側担当添乗員所属・氏名

印

提 出 先 国土交通省総合政策局観光事業課 (FAX : 03-5253-8930 電話 : 03-5253-8329)

[注記] 1. 帰国便搭乗者欄は必要事項を記入した既存名簿の添付でも差し支えありません。 2. 本件団体の旅行日程表を添付して下さい。
 3. 中国側参加者の居住地域の欄には、参加者のそれぞれの居住地をまとめて記入して下さい。(例：□口市○人、△△省○人...)

訪日団体観光旅行取扱マニュアル新旧対照表

新	旧
<p>訪日団体観光旅行取扱マニュアル</p> <p>(指定)</p> <p>1. 中華人民共和国訪日団体観光旅行を取り扱おうとする旅行会社は、国土交通省から日本側中華人民共和国国民訪日団体観光旅行取扱旅行会社（以下「日本側指定旅行会社」という。）としての指定を受けなければならない。</p> <p>(旅行取扱契約書)</p> <p>2.</p> <p>(1)日本側指定旅行会社は、中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の取扱いを開始するまでに、中国国家旅遊局が指定する中国側訪日団体観光旅行取扱会社（以下「中国側指定旅行会社」という）との間で中華人民共和国国民訪日団体観光旅行取扱契約書を締結しなければならない。</p> <p>(2)(1)に定める契約書については、別添のとおり、国土交通省総合政策局が作成した「中華人民共和国国民訪日団体観光旅行取扱契約書における必要記載事項」に定めた全ての事項を盛り込まなければならない。</p> <p>(招へい保証書)</p> <p>3.</p> <p>(1)日本側指定旅行会社は、中国側指定旅行会社が行う訪日団体観光のための査証代理申請に必要となる招へい保証関係書類の発行に際し、申請者が査証を取得する者として適切な者であることを確認できる書類等の必要な文書を事前に取得するものとする。</p> <p>(2)日本側指定旅行会社は、当該旅行に関して定められた事項が履行されない事実が判明した場合は、招へい保証の取下げを査証取扱公館に申出ることとする。</p> <p>(3)日本側指定旅行会社は、査証発給後、身元保証人となった中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団が出発日、日本国入出国日の変更、参加者の減員、または旅行の取消しといった事由が発生した場合には、査証取扱公館に申出ることとする。</p> <p>(添乗員)</p> <p>4.</p> <p>(1)中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団には、日本側指定旅行会社及び中国側指定旅行会社ともに少なくとも1名の添乗員をつけることとする。</p> <p>(2)日本側指定旅行会社は、添乗員として、日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であって、日本に在住し、かつ、添乗員の仕事に従事する法的資格を有するものを、直</p>	<p>訪日団体観光旅行取扱マニュアル</p> <p>(指定)</p> <p>1. 中華人民共和国訪日団体観光旅行を取り扱おうとする旅行会社は、国土交通省から日本側中華人民共和国国民訪日団体観光旅行取扱旅行会社（以下「日本側指定旅行会社」という。）としての指定を受けなければならない。</p> <p>(旅行取扱契約書)</p> <p>2.</p> <p>(1)日本側指定旅行会社は、中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の取扱いを開始するまでに、中国国家旅遊局が指定する中国側訪日団体観光旅行取扱会社（以下「中国側指定旅行会社」という）との間で中華人民共和国国民訪日団体観光旅行取扱契約書を締結しなければならない。</p> <p>(2)(1)に定める契約書については、別添のとおり、国土交通省総合政策局が作成した「中華人民共和国国民訪日団体観光旅行取扱契約書における必要記載事項」に定めた全ての事項を盛り込まなければならない。</p> <p>(招へい保証書)</p> <p>3.</p> <p>(1)日本側指定旅行会社は、中国側指定旅行会社が行う訪日団体観光のための査証代理申請に必要となる招へい保証関係書類の発行に際し、申請者が査証を取得する者として適切な者であることを確認できる書類等の必要な文書を事前に取得するものとする。</p> <p>(2)日本側指定旅行会社は、当該旅行に関して定められた事項が履行されない事実が判明した場合は、招へい保証の取下げを査証取扱公館に申出ることとする。</p> <p>(3)日本側指定旅行会社は、査証発給後、身元保証人となった中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団が出発日、日本国入出国日の変更、参加者の減員、または旅行の取消しといった事由が発生した場合には、査証取扱公館に申出ることとする。</p> <p>(添乗員)</p> <p>4.</p> <p>(1)中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団には、日本側指定旅行会社及び中国側指定旅行会社ともに少なくとも1名の添乗員をつけることとする。</p> <p>(2)日本側指定旅行会社は、添乗員として、日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であって、日本に在住し、かつ、添乗員の仕事に従事する法的資格を有するものを、直</p>

接の雇用又は人材派遣会社との契約により確保しなければならない。

(団体人数)

5. 中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団の総人数は、中国側指定旅行会社の添乗員を含めて5人以上概ね40人以下とする。

(滞在期間)

6. 中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団の日本滞在期間は、到着日を含めず、15日以内とする。

(不適切事案の発生の防止等)

7. 日本側指定旅行会社及び中国側指定旅行会社は、中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団に係る不適切事案の発生の防止及び発生時対応マニュアルを定め、不適切事案の発生防止に努めるとともに、日本滞在時に参加者が離団し、搜索しても行方が分からない状態(以下「失そう」という。)となった場合には、早急に日本側指定旅行会社が対応マニュアルを踏まえ第一義的に対処する。

(事故等発生報告書)

8. 中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の参加者が日本に滞在中に事故、疾病、失そう、その他により参加者が離団した場合には、様式1による事故等発生報告書を速やかに報告先に提出すること。

なお、失そうに係る時の事故等発生報告書については、失そうした日の翌日までに提出すること。(なお、失そうした日の翌日が休日(土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日をいう。))である場合は、その休日(休日が連続する場合には、その最後の日)の翌日までとする。)

(帰国報告)

9. 日本側指定旅行会社は、身元保証人となった中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団が帰国したときは、航空会社が捺印する様式2の帰国報告書を帰国日から15日以内に国土交通省に提出する。

(ペナルティ制度)

10. 国土交通省は、日本側指定旅行会社が中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の制度に係る悪用事例に関与した場合、本取扱マニュアルに従わなかった場合、中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の参加者が失そうした場合には、別に定めるペナルティ制度に基づき、中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の取扱いの停止を含め厳正に対処することができる。

接の雇用又は人材派遣会社との契約により確保しなければならない。

(団体人数)

5. 中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団の総人数は、中国側指定旅行会社の添乗員を含めて5人以上概ね40人以下とする。

(滞在期間)

6. 中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団の日本滞在期間は、到着日を含めず、15日以内とする。

(不適切事案の発生の防止)

7. 日本側指定旅行会社及び中国側指定旅行会社は、中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団に係る不適切事案の発生の防止及び発生時対応マニュアルを定め、不適切事案の発生防止に努めるとともに、日本滞在時に参加者が所在不明となった場合には日本側指定旅行会社が対応マニュアルを踏まえ第一義的に対処する。

(帰国報告)

8. 日本側指定旅行会社は、身元保証人となった中華人民共和国国民訪日団体観光旅行団が帰国したときは、使用航空会社が団体名簿に捺印する搭乗者名簿等を帰国報告書として帰国日から15日以内に国土交通省に提出する。

(ペナルティ制度)

9. 国土交通省は、日本側指定旅行会社が中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の制度に係る悪用事例に関与した場合、本取扱マニュアルに従わなかった場合、中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の参加者が所在不明となった場合には、別に定めるペナルティ制度に基づき、中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の取扱いの停止を含め厳正に対処することができる。

平成 19 年 6 月 1 日
国 土 交 通 省

訪日団体観光旅行の取扱いに関するペナルティ制度

「訪日団体観光旅行取扱マニュアル」10. に規定するペナルティ制度について、以下のとおり定める。

1. 日本側指定旅行会社が中華人民共和国国民の訪日団体観光旅行の制度に係る悪用事例に関与した場合や、訪日団体観光旅行取扱マニュアルに従わなかった場合

日本側指定旅行会社が中華人民共和国国民の訪日団体観光旅行（以下「訪日団体観光旅行」という。）の制度そのものを悪用したり、取扱マニュアルに従わなかった場合は、その内容について当該旅行会社から事情を聴取の上、原因が明らかになり、再発防止対策が講じられると判断されるまで、当該旅行会社による訪日団体観光旅行の取扱いを停止する。

さらに、その事案の内容に応じ、取扱い停止期間を延長する。

2. 訪日団体観光旅行の参加者が失そうした場合

訪日団体観光旅行において、旅行者の失そうが発生した場合は、以下の方式で日本側指定旅行会社にペナルティポイントを課し、ポイント数に応じて当該旅行会社による訪日団体観光旅行の取扱いを停止する。

(1) 減点方法

- | | | |
|----------------|----------------|------|
| ○ 無過失による失そうの発生 | 1人につきペナルティポイント | -1点 |
| ○ 過失による失そうの発生 | 1人につきペナルティポイント | -3点 |
| ○ 通謀による失そうの発生 | 1回につきペナルティポイント | -10点 |

(2) 点数の回復

失そうの発生から1ヶ月間、減点事由が発生しない場合には1点加点する。（減点が生じている旅行会社のみ）

(3) 取扱いの停止

① 以下のポイント数に達した場合には、それぞれについて定める期間、訪日団体観光旅行の取扱いを停止する。

○ -5点：【1ヶ月間停止】

* ただし、過失による失そうの発生を含んで-5点となった場合は、これに2ヶ月間を付加する。

○ -10点：【1年間停止】

② 前回の取扱い停止期間の終了日の翌日から起算して以下の期間内にポイント数が-5点に達した場合には、①にかかわらず、それぞれについて定める期間、訪日団体観光旅行の取扱いを停止する。

○ 3ヶ月以内：【6ヶ月間停止】

○ 6ヶ月以内：【3ヶ月間停止】

○ 1年以内：【2ヶ月間停止】

* ただし、過失による失そうの発生を含んで-5点となった場合は、上記の取扱い停止期間に2ヶ月間を付加する。

③ 取扱い停止期間の終了後、ポイント数はゼロに戻ることとする。

④ 訪日団体観光旅行の取扱いを停止された旅行会社に対しては、当該旅行会社の指定基準への適合状況の再審査を行い、不適合が認められた場合には、指定の取り消しの措置を講じることとする。なお、指定の取り消しを受けた旅行会社は、当該日から起算して2年が経過するまでの間は、改めて指定を受けることができないこととする。

⑤ 訪日団体観光旅行の取扱いを停止された旅行会社の名称については、中国側指定旅行会社への通知その他適宜の方法により、公表することとする。

3. 失そう時の事故等発生報告書の提出が遅延した場合

訪日団体観光旅行取扱マニュアルに基づく失そう時の事故等発生報告書の提出が遅延した場合には、その提出日とその提出期限から1週間以内であれば、事故等発生報告書1通につき、ペナルティポイント-1点とし、それ以上の遅延については故意による遅延と見なし、1カ月間の訪日団体観光旅行の取扱い停止とする。点数の回復、訪日団体観光旅行の取扱いの停止については、「2. 訪日団体観光旅行の参加者が失そうした場合」と同様とする。

4. 帰国報告書の提出が遅延した場合

訪日団体観光旅行取扱マニュアルに基づく帰国報告書の提出が遅延した場合には、その提出期限（帰国日から15日以内）から15日以内であれば、帰国報告書1通につき、ペナルティポイント -1点とし、それ以上の遅延については故意による遅延と見なし、1カ月間の訪日団体観光旅行の取扱い停止とする。点数の回復、訪日団体観光旅行の取扱いの停止については、「2. 訪日団体観光旅行の参加者が失そうした場合」と同様とする。

訪日団体観光旅行の取扱いに関するペナルティ制度 新旧対照表

新	旧
<p>「訪日団体観光旅行取扱マニュアル」10.に規定するペナルティ制度について、以下のとおり定める。</p> <p>1. 日本側指定旅行会社が中華人民共和国国民の訪日団体観光旅行の制度に係る悪用事例に関与した場合や、訪日団体観光旅行取扱マニュアルに従わなかった場合</p> <p>日本側指定旅行会社が中華人民共和国国民の訪日団体観光旅行（以下「<u>訪日団体観光旅行</u>」という。）の制度そのものを悪用したり、取扱マニュアルに従わなかった場合は、その内容について当該旅行会社から事情を聴取の上、原因が明らかになり、再発防止対策が講じられると判断されるまで、当該旅行会社による<u>訪日団体観光旅行</u>の取扱いを停止する。</p> <p>さらに、その事案の内容に応じ、取扱い停止期間を延長する。</p> <p>2. <u>訪日団体観光旅行</u>の参加者が失そうした場合</p> <p><u>訪日団体観光旅行</u>において、<u>失そう</u>が発生した場合は、以下の方式で日本側指定旅行会社にペナルティポイントを課し、ポイント数に応じて当該旅行会社による<u>訪日団体観光旅行</u>の取扱いを停止する。</p> <p>(1) 減点方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無過失による<u>失そう</u>の発生 1人につきペナルティポイント - 1点 ○ 過失による<u>失そう</u>の発生 1人につきペナルティポイント - 3点 ○ 通謀による<u>失そう</u>の発生 1回につきペナルティポイント - 10点 <p>(2) 点数の回復</p> <p><u>失そう</u>の発生から1ヶ月間、減点事由が発生しない場合には1点加点する。 (減点が生じている旅行会社のみ)</p> <p>(3) 取扱いの停止</p> <p>① 以下のポイント数に達した場合には、それぞれについて定める期間、訪日団体観光旅行の取扱いを停止する。</p>	<p>「訪日団体観光旅行取扱マニュアル」9.に規定するペナルティ制度について、以下のとおり定める。</p> <p>1. 日本側指定旅行会社が中華人民共和国国民の訪日団体観光旅行の制度に係る悪用事例に関与した場合や、訪日団体観光旅行取扱マニュアルに従わなかった場合</p> <p>日本側指定旅行会社が中華人民共和国国民の訪日団体観光旅行の制度そのものを悪用したり、取扱マニュアルに従わなかった場合は、その内容について当該旅行会社から事情を聴取の上、原因が明らかになり、再発防止対策が講じられると判断されるまで、当該旅行会社による中華人民共和国国民の訪日団体観光旅行の取扱いを停止する。</p> <p>さらに、その事案の内容に応じ、取扱い停止期間を延長する。</p> <p>2. 中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の参加者が所在不明となった場合</p> <p>中華人民共和国国民訪日団体観光旅行において、旅行者の失そう、所在不明、不法残留（以下「<u>失そう等</u>」という。）が発生した場合は、以下の方式で日本側指定旅行会社にペナルティポイントを課し、ポイント数に応じて当該旅行会社による中華人民共和国国民の訪日団体観光旅行の取扱いを停止する。</p> <p>(1) 減点方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無過失による<u>失そう等</u>の発生 1人につきペナルティポイント - 1点 ○ 過失による<u>失そう等</u>の発生 1人につきペナルティポイント - 3点 ○ 通謀による<u>失そう等</u>の発生 1回につきペナルティポイント - 10点 <p>(2) 点数の回復</p> <p><u>失そう等</u>の発生から1ヶ月間、減点事由が発生しない場合には1点加点する。 (減点が生じている旅行会社のみ)</p> <p>(3) 取扱いの停止</p> <p>① 以下のポイント数に達した場合には、それぞれについて定める期間、訪日団体観光旅行の取扱いを停止する。</p>

- -5点：【1ヶ月間停止】
 - * ただし、過失による失そうの発生を含んで-5点となった場合は、これに2ヶ月間を付加する。
- -10点：【1年間停止】
- ② 前回の取扱い停止期間の終了日の翌日から起算して以下の期間内にポイント数が-5点に達した場合には、①にかかわらず、それぞれについて定める期間、訪日団体観光旅行の取扱いを停止する。
 - 3ヶ月以内：【6ヶ月間停止】
 - 6ヶ月以内：【3ヶ月間停止】
 - 1年以内：【2ヶ月間停止】
 - * ただし、過失による失そうの発生を含んで-5点となった場合は、上記の取扱い停止期間に2ヶ月間を付加する。
- ③ 取扱い停止期間の終了後、ポイント数はゼロに戻ることとする。
- ④ 訪日団体観光旅行の取扱いを停止された旅行会社に対しては、当該旅行会社の指定基準への適合状況の再審査を行い、不適合が認められた場合には、指定の取り消しの措置を講じることとする。なお、指定の取り消しを受けた旅行会社は、当該日から起算して2年が経過するまでの間は、改めて指定を受けることができないこととする。
- ⑤ 訪日団体観光旅行の取扱いを停止された旅行会社の名称については、中国側指定旅行会社への通知その他適宜の方法により、公表することとする。

3. 失そう時の事故等発生報告書の提出が遅延した場合

訪日団体観光旅行取扱マニュアルに基づく失そう時の事故等発生報告書の提出が遅延した場合には、その提出日とその提出期限から1週間以内であれば、事故発生等報告書1通につき、ペナルティポイント -1点とし、それ以上の遅延については故意による遅延と見なし、1ヶ月間の訪日団体観光旅行の取扱い停止とする。点数の回復、訪日団体観光旅行の取扱いの停止については、「2. 訪日団体観光旅行の参加者が失そうした場合」と同様とする。

4. 帰国報告書の提出が遅延した場合

- -5点：【1ヶ月間停止】
 - * ただし、過失による失そう等の発生を含んで-5点となった場合は、これに2ヶ月間を付加する。
- -10点：【1年間停止】
- ② 前回の取扱い停止期間の終了日の翌日から起算して以下の期間内にポイント数が-5点に達した場合には、①にかかわらず、それぞれについて定める期間、訪日団体観光旅行の取扱いを停止する。
 - 3ヶ月以内：【6ヶ月間停止】
 - 6ヶ月以内：【3ヶ月間停止】
 - 1年以内：【2ヶ月間停止】
 - * ただし、過失による失そう等の発生を含んで-5点となった場合は、上記の取扱い停止期間に2ヶ月間を付加する。
- ③ 取扱い停止期間の終了後、ポイント数はゼロに戻ることとする。
- ④ 訪日団体観光旅行の取扱いを停止された旅行会社に対しては、当該旅行会社の指定基準への適合状況の再審査を行い、不適合が認められた場合には、指定の取り消しの措置を講じることとする。なお、指定の取り消しを受けた旅行会社は、当該日から起算して2年が経過するまでの間は、改めて指定を受けることができないこととする。
- ⑤ 訪日団体観光旅行の取扱いを停止された旅行会社の名称については、中国側指定旅行会社への通知その他適宜の方法により、公表することとする。

訪日団体観光旅行取扱マニュアルに基づく
帰国報告書の提出が遅延した場合には、その
提出日が、その提出期限（帰国日から15日
以内）から15日以内であれば、帰国報告書
1通につきペナルティポイント -1点と
し、それ以上の遅延については故意による遅
延と見なし、1ヶ月間の訪日団体観光旅行の
取扱い停止とする。点数の回復、訪日団体観
光旅行の取扱いの停止については、「2. 訪
日団体観光旅行の参加者が失そうした場合」
と同様とする。

平成19年4月25日
国総観事第24号

中華人民共和国国民訪日団体観光客受入旅行会社連絡協議会会長 殿

国土交通省総合政策局観光事業課長

「訪日団体観光旅行取扱マニュアル」及び
「訪日団体旅行の取扱いに関するペナルティ制度」の一部改正について

中華人民共和国からの訪日団体観光旅行の取扱いについては、平成12年6月に日中両国政府間で合意された「中華人民共和国国民の訪日団体観光旅行実施要領」、平成17年7月19日付け「訪日団体観光旅行取扱マニュアル」等に基づき、運用されているところである。

今般、関係省庁との連絡の場において、当省に対する帰国報告書を適切に行っていない旅行業者が存在する可能性があることが判明した。

このため、当省においても、日本側取扱旅行業者からの帰国報告書を再度確認するとともに、貴協議会からも平成18年12月13日、平成19年1月18日の2回にわたり傘下会員に対し、再確認をするよう依頼したところであるが、未だに問題の解消には至っていない。

このような状況に鑑み、本制度を適切に運用していくために、「訪日団体旅行取扱マニュアル」及び「訪日団体旅行の取扱いに関するペナルティ制度」の一部を改正し、報告書の提出遅延についてのペナルティ措置を導入するものである。

平成19年6月1日より別紙による取扱いを開始するので、貴協議会におかれては、傘下会員に対し周知徹底されたい。

なお、この取扱い開始日より前の帰国報告書や事故等発生報告書についても、別紙による取扱い開始日以降に提出の遅延等が発覚した場合には、同様のペナルティを課すことがあるので、改めて傘下会員に対し過去の報告漏れ等に関し、再度確認するよう徹底されたい。

主要空・海港別入国管理官署連絡先一覧

平成19年5月
法務省入国管理局

港名	連絡先	電話番号	FAX番号
函館空港	札幌入国管理局函館出張所 (函館空港事務室)	0138-41-6922 0138-57-5920	0138-41-6929 0138-57-5920
新千歳空港	札幌入国管理局千歳苫小牧出張所	0123-24-6439	0123-45-2067
青森空港	仙台入国管理局青森港出張所 (青森空港事務室)	017-777-2939 017-729-0755	017-777-2963 017-729-0898
仙台空港	仙台入国管理局仙台空港出張所	022-383-4545	022-383-1914
秋田空港	仙台入国管理局秋田出張所 (秋田空港事務室)	018-895-5221 018-881-0181	018-881-0182 018-881-0182
福島空港	仙台入国管理局郡山出張所 (福島空港事務室)	024-936-3231 0247-37-3015	024-936-3229 0247-37-3016
羽田空港	東京入国管理局羽田空港出張所	03-5756-4852	03-5756-4854
新潟空港	東京入国管理局新潟出張所	025-275-4735	025-275-4848
成田空港(第1PTB) 成田空港(第2PTB)	東京入国管理局成田空港支局	0476-32-6832 0476-34-2211	0476-32-6806 0476-34-2232
富山空港	名古屋入国管理局富山出張所 (富山空港事務室)	076-495-1580 076-495-3067	076-495-1581 076-429-9621
小松空港	名古屋入国管理局金沢出張所 (小松空港事務室)	076-222-2450 0761-24-4702	076-233-8387 0761-24-4720
中部空港	名古屋入国管理局中部空港支局	0569-38-7413	0569-38-7426
大阪港	大阪入国管理局大阪港分室	06-6571-0773	06-6573-3381
関西空港	大阪入国管理局関西空港支局	0724-55-1459	0724-55-1467
岡山空港	広島入国管理局岡山出張所	086-234-3531	086-224-9030
広島空港	広島入国管理局広島空港出張所	0848-86-8015	0848-86-8016
下関港	広島入国管理局下関出張所	0832-23-1431	0832-31-2091
松山空港	高松入国管理局松山出張所 (松山空港審査室)	089-932-0895 089-965-1477	089-932-0876 089-965-1477
福岡空港	福岡入国管理局福岡空港出張所	092-477-0121	092-477-7878
長崎空港	福岡入国管理局長崎出張所 (長崎空港事務室)	095-822-5289 0957-54-4506	095-828-3871 0957-54-6309
熊本空港	福岡入国管理局熊本出張所 (熊本空港事務室)	096-362-1721 096-232-3404	096-363-5431 096-232-5980
大分空港	福岡入国管理局大分出張所 (大分空港事務室)	097-536-5006 0978-67-2917	097-536-5030 0978-67-3463
宮崎空港	福岡入国管理局宮崎出張所 (宮崎空港審査室)	0985-51-2226 0985-63-5703	0985-51-2225 0985-63-5705
鹿児島空港	福岡入国管理局鹿児島出張所 (鹿児島空港審査室)	099-222-5658 0995-58-2441	099-226-3218 0995-58-3124
那覇空港	福岡入国管理局那覇支局那覇空港出張所	098-857-0053	098-857-6657